

(公印・割印省略)

29公財大体協庶第336号

平成29年12月6日

競技種目団体

スポーツ少年団

代表者各位

レクリエーション団体

公益財団法人大野城市体育協会

会長 関 明 廣

平成30年度大野城市スポーツ登録団体の登録について

師走の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記団体登録について申請の時期が参りましたので、下記要領により期限までに申請してください。

記

1. 申請書受付期間 **平成30年1月4日(木)～1月12日(金) ※締め切り厳守**
※1月4日(木)は総合体育館休館日のため、スポーツ課のみでの受付になります。
午前9時～午後5時 【土・日・祝日を除く】
2. 申請書提出先
 - ・公益財団法人大野城市体育協会事務局
(まどかパーク総合体育館内) 【大野城市乙金 618-12】
 - ・大野城市教育委員会 スポーツ課
(大野城市役所5階) 【大野城市曙町2丁目2-1】
3. 提出書類
 - ・大野城市スポーツ登録団体申請書
 - ・規約又は会則
 - ・会員名簿
 - ・平成29年度決算書(見込)及び事業報告書
 - ・平成30年度予算書(見込)及び事業計画書
 - ・定期使用における使用施設希望調書
 - ・「『ランドセルクラブ』支援人材バンク登録申請書」
※登録者が変わる場合のみ提出が必要となります。
 - ・同意書兼誓約書
※代表者が変わる場合のみ提出が必要となります。
 - ・大野城市スポーツ登録団体変更申請書
※平成29年度中に代表者等が変わる場合のみ提出が必要となります。
4. その他 **同一種目で2つ以上の団体に重複して登録できませんのでご注意ください。**
5. 問い合わせ先
 - ・公益財団法人大野城市体育協会事務局 ☎(503) 9500
 - ・大野城市教育委員会 スポーツ課 ☎(580) 1914 [直通]

※ 申請書一式をエクセル書式で提供できますので、事務局まで申し出て下さい。

また、体育協会ホームページからもダウンロードできます。

URL <http://www.onojo-sports.or.jp/>

<様式のダウンロード>→【スポーツ登録団体】→大野城市スポーツ登録団体登録申請書より

◎申請様式記入上の注意

必ず熟読の上作成いただきますようお願いいたします。

※別添資料 I 定期使用できる施設・II 大野城市スポーツ登録団体の登録申請の注意

1. 登録申請書（様式第1号）

- ① **申請時現在の代表者名**で申請をお願いします。（申請時以降に変更する場合は、別添「大野城市スポーツ登録団体変更申請書」及び「同意書兼誓約書」に必要事項を記入して提出してください）※変更時期等も併せて記入してください。
- ② 代表者の印鑑を**必ず押印の上**、提出願います。
- ③ 事務取扱者は教育委員会や体育協会からの文書等の送付先となりますので、代表者との重複でも構いません。
- ④ 添付書類に漏れがないように確認のうえ提出願います。**承諾書以下**については、**市民等の問い合わせに対して案内できる人の氏名・電話番号を記入し、押印**してください。

2. 決算書（様式第2・3号）

- ① 提出時に決算が確定していない団体は、決算見込書（第2号）をまず提出し、決算額確定後に決算書（第3号）の提出をお願いします。
- ② 平成29年度決算見込書（第2号）の記入者は、事務担当者（会計）の人でも可能ですが、**決算書（第3号）の監査欄は、代表者や会計以外の人**が必ず署名・捺印ください。

3. 決算書・予算書共通事項（様式第2・3・4・5号）

(1) 収入の部

- ① 各団体で会費を徴収している場合は、必ず計上してください。
- ② **繰越金は前年度の繰越金と同額**になるように計上してください。
- ③ 体育協会や所属協会・連盟からの助成金などがある場合は、計上してください。

(2) 支出の部

- ① 体育協会や所属協会・連盟などへの負担金は必ず計上してください。
- ② 繰越金の計上があるときは、必ず来年度の予算に繰越金を**同額計上**してください。

4. 事業報告書・事業計画書共通事項（様式第6・7号）

- ①定期使用（練習）も記入してください。
- ②団体として参加する、県、地区及び所属協会・連盟等の大会を記入してください。
- ③地域や市の行事に団体として参加したもの（スタッフとして参加したものも含む）も記入してください。
- ④その他、団体での交流行事、合宿やレクリエーションなども記入してください。

5. 名簿（様式第8・9号）

- ①団体の代表者を含めて、すべての人を記入してください。
チーム員が同一種目の他団体に重複して登録することはできません。
例) バスケットボールのAチームとBチームの重複登録
ただし、他の種目の団体であれば重複登録は認められますので、チーム員で他の種目の団体にも登録される方については、重複登録先の団体名を記入してください。
例) バスケットボールのAチームとバレーボールのCチームへ重複登録の場合
- ②スポーツ少年団は、役職名の指導者と団員の区分に○をつけてください。
- ③スポーツ少年団の団員の学年欄には、新学年（平成30年4月1日現在）で記入してください。また、スポーツ少年団以外の団体については、平成30年6月1日現在の団員の年齢を記入してください。
- ④市外者で、勤務先が市内の人は、住所区分の勤務先に○をつけ、勤務先の住所を記入してください。

6. 同意書兼誓約書（様式第10号）

- ①代表者の変更がある場合に提出してください。代表者が今年度と同じ場合は**提出する必要はありません。**
- ②代表者名欄には、新たに代表者となる方の名前を記名・**押印の上**、提出願います。

7. 「『ランドセルクラブ』支援人材バンク登録申請書」

「『ランドセルクラブ』支援人材バンク登録申請書」は、**登録者が変更する場合のみ**提出願います。

I. 定期使用できる施設

①コミュニティセンター

- ・ 北地区 ……ふれあいホール・多目的室
- ・ 東地区 ……ふれあいホール・多目的室
- ・ 中央地区 ……ふれあいホール・多目的室
- ・ 南地区 ……ふれあいホール・多目的室・健康室

- 休館日
- ・ 毎月第3火曜日（祝日のときは翌日）
 - ・ 12月28日～翌年1月4日まで

- 定期使用時間
- 午前9時～午後9時（日曜・祝日は午後5時～午後9時）

②市民テニスコート

- ・ 赤坂テニスコート ……3面
- ・ 旭ヶ丘テニスコート ……4面

- 休館日
- ・ 毎月第3木曜日（祝日のときは翌日）
 - ・ 12月28日～翌年1月4日まで

- 定期使用時間
- 午前9時～午後9時（日曜・祝日は午後5時～午後9時）

③学校開放施設

- ・ 市内小学校 10校 ……体育館・運動場
- ・ 市内中学校 5校 ……体育館・運動場・武道場

- 休館日
- ・ 毎月第3火曜日（祝日のときは翌日）
 - ・ 12月28日～翌年1月4日まで

- 定期使用時間

	小学校	中学校
月曜～金曜	午後5時～午後9時	午後7時～午後9時
土曜	午後2時～午後9時	午後7時～午後9時
日曜・祝日	午後5時～午後9時	午後5時～午後9時

※無料開放などによる定期使用の制限について

以下の日程については、施設を広く一般開放するため、定期使用を行うことはできません。

- ① 5/5（祝・こどもの日）…「親子でのふれあいの場」として各施設を無料開放します。
- ② 9月第2日曜日（まどかスポーツの日）…まどかスポーツの日（平成2年に福岡県で開催された「とびうめ国体」の意義・目的やそれに沿った市民活動を国体終了後も継続することを記念する日）として各施設を無料開放します。
- ③ 10月第2日曜日（祝・体育の日）…市民の健康増進と体力向上を目的に、広く施設を開放します。また、各地区で開催される「MADOKAれくスポ祭」への参加奨励のため、無料開放は行っておりません。

※工事等による施設使用不可期間

下記の施設については、工事等により使用できない場合（全面または一部）がありますので、ご注意ください。

・平野小学校…運動場

校舎大規模改修工事に伴い、7月中旬から11月下旬まで、**一部使用できない**場合があります。

・大城小学校…運動場

校舎大規模改修工事に伴い、7月中旬から11月下旬まで、**一部使用できない**場合があります。

・下大利小学校…運動場

校舎大規模改修工事に伴い、7月中旬から2月下旬まで、**一部使用できない**場合があります。

・大野東小学校…運動場

校舎大規模改修工事に伴い、7月上旬から3月下旬まで、**一部使用できない**場合があります。

・月の浦小学校…①運動場 ②体育館

校舎大規模改修工事に伴い、①運動場においては7月中旬から9月下旬まで、**一部使用できない**場合があります。また②体育館においては12月上旬から1月下旬まで、**全面使用できない**予定です。

・総合体育館…2階競技場、小体育館、武道場

施設改修工事に伴い、4月から7月まで、**全面使用できない**予定です。

・東コミュニティセンター…ふれあいホール

施設改修工事に伴い、11月から2月まで、**全面使用できない**予定です。

※詳細については今後決まり次第連絡しますので、あらかじめご了承ください。

II. 大野城市スポーツ登録団体の登録申請の注意

大野城市スポーツ登録団体の登録申請については、次の点に注意して申請してください。

<登録要件>

※登録要件については、次のとおりです。登録要件に変更があった時は、別途通知いたします。

1. 公益財団法人大野城市体育協会（以下「体育協会」という。）とその加盟団体（スポーツ少年団等の育成加盟団体を含む。）に登録されている団体又はスポーツ推進審議会がコミュニティ・スポーツの振興発展に寄与する団体と認める団体のうち、教育委員会が開催する社会体育指導者講習会を受講した指導者又は公的団体等（全国組織のスポーツ団体等を含む。）が認めた指導者を有するもの。
2. 会員の人数が10人以上であって、かつ、特別な理由がある場合を除き、大野城市に居住し、又は勤務する者が、その構成人数の3分の2以上を占めること。ただし、主に中学生で構成する団体にあつては、大野城市に居住又は通学する者がその構成人数の2分の1以上を占めること。
3. 主として小中学生で構成する団体にあつては、当該小中学生の保護者等で構成された育成会、保護者会等の組織を有すること。
4. スポーツ施設等で少なくとも1年以上の活動実績があることなど、定期的かつ継続的な活動を展開している団体であること。
5. 学習・スポーツ施設等の使用の申込み及び使用の際に、決められた事項を遵守していること。
6. 教育委員会が開催する社会体育指導者講習会に団体の会員が毎年参加していること。
7. スポーツ・レクリエーション関係行事等に会員を毎年派遣していること。（MADOKA れくスポ祭など体育協会事業にスタッフとして協力する団体であること。）
8. 大野城市寺子屋連携共育事業「ランドセルクラブ」支援人材バンクに会員を登録し、当該事業に寄与していること。
9. 暴力団、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体又は暴力団員が役員となっている団体でないこと。

※2. の取扱の基準となる会員については、同一種目で2つ以上の団体に重複して登録することができませんので、十分に注意してください。（別紙参照）

※ 登録要件の1の下線部（社会体育指導者講習会）は、毎年、年度末に開催されています。平成29年度社会体育指導者講習会は、平成30年3月20日（火）開催予定です。

<提出書類の様式>

提出書類の様式のうち申請書及び使用施設希望調書以外は、同封の様式に限らず内容の確認ができるものであれば、貴団体のものをそのまま使用して構いません。

※ただし、名簿については、全ての会員（団員）の役職名・氏名・フリガナ・年齢（学年）・住所・連絡先を記入してください。

<登録の適否>

本件申請については、市教育委員会及び市体育協会にて申請内容を精査し、大野城市スポーツ推進審議会及び学習・スポーツ登録団体審査会への諮問にて登録の適否を決定します。決定後は、新規登録団体及び登録が認められなかった団体にのみ通知します。

※定期使用期間は平成30年6月1日から平成31年5月31日までとなります。

詳細については、公益財団法人大野城市体育協会事務局又は大野城市教育委員会スポーツ課にお問い合わせ下さい。

公益財団法人大野城市体育協会事務局 ☎（503）9500

大野城市教育委員会スポーツ課 ☎（580）1914〔直通〕